# 3-3 所得種類別課税状況

### (1) 利子所得等の課税状況

(1) 利丁州侍寺の硃枕仏仏							
	課	税	分	非 課	税 分	合	計
区 分	支 払 金	額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他非課税分支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
	=	千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	1, 742,	813	261, 422	21, 081	11, 599, 757	13, 363, 651	261, 422
社	2, 374,	040	356, 106	5, 389	28, 722, 489	31, 101, 918	356, 106
銀 行 預 金	34, 049,	106	5, 107, 366	633, 523	4, 512, 129	39, 194, 758	5, 107, 366
預 貯 金 銀行以外の金融機関の預金	24, 730,	546	3, 709, 582	1, 130, 039	7, 647, 240	33, 507, 825	3, 709, 582
勤 務 先 預 金	3, 485,	906	522, 886	34, 194	_	3, 520, 100	522, 886
合同運用信託の収益の分配	169,	206	25, 381	7, 612	1,608	178, 426	25, 381
公社債投資信託の収益の分配等	101,	286	15, 193	5	1, 339	102, 630	15, 193
小計	66, 652,	903	9, 997, 936	1, 831, 843	52, 484, 562	120, 969, 308	9, 997, 936
定期積金の給付補てん金等	2, 645,	973	396, 896	-	105, 311	2, 751, 284	396, 896
匿名組合契約等に基づく利益の 分 配 、 生 命 保 険 等 の 差 益	394,	055	43, 214	-	-	394, 055	43, 214
割 引 債 の 償 還 差 益	37,	700	6, 786	_	_	37, 700	6, 786
計	69, 730,	631	10, 444, 832	1, 831, 843	52, 589, 873	124, 152, 347	10, 444, 832

調査対象等: 平成23年2月から平成24年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (2) 配当所得の課税状況

区分	一般課税分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合	計
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	81, 357, 023	15, 807, 694	11, 828, 012	19, 158, 110	1, 393, 237	112, 343, 145	17, 200, 931
投資信託(公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。)及び特 定目的信託の収益の分配等	10	-	1, 190, 637	1, 057, 300	68, 919	2, 247, 947	68, 919
源泉徴収選択口座内配当等	-	-	-	28, 357, 596	1, 984, 763	28, 357, 596	1, 984, 763
ā+	81, 357, 033	15, 807, 694	13, 018, 649	48, 573, 006	3, 446, 919	142, 948, 688	19, 254, 613

調査対象等: 平成23年2月から平成24年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整 所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。 (3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源	泉	徴	収	税	額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 8, 086, 529					56	千円 6, 175

調査対象等: 平成23年2月から平成24年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税 徴収高計算書」等に基づいて作成した。

#### (4) 給与所得及び退職所得の課税状況

	F /	官	<b>广</b>	そ 0	つ 他	合	計
区   分		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸 給 · 給 料 · 賞 与	2, 274, 603, 806	83, 442, 923	9, 398, 093, 033	243, 630, 337	11, 672, 696, 839	327, 073, 260
給与所得	日雇労働者の賃金	2, 827, 864	114, 406	60, 003, 580	902, 586	62, 831, 444	1, 016, 992
	計	2, 277, 431, 670	83, 557, 329	9, 458, 096, 613	244, 532, 923	11, 735, 528, 283	328, 090, 252
退	職 所 得	190, 988, 171	2, 655, 854	174, 151, 031	3, 774, 026	365, 139, 202	6, 429, 880
災害減免法	により徴収猶予したもの	_	_	_	2, 383	_	2, 383

調査対象等: 給与等の支払者から平成24年4月30日までに提出された「法定調書合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成23年2月から 平成24年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明:1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関(所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。)を集計したものである。

- 2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。
- 3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、 いわゆる延納制度とは異なるものである。

## (5) 報酬・料金等所得の課税状況

	区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料 等 の 報 酬 又 は 料 金	千円 8, 565, 720	千円 1, 106, 436
NI.	弁護士、税理士等の報酬又は料金	47, 339, 317	6, 180, 487
法第	診 療 報 酬	57, 467, 823	5, 093, 063
2 0	職業野球の選手、騎手、外交 員等の報酬又は料金	47, 135, 807	3, 199, 326
4 条	芸能等についての出演・演出等の報 酬 又 は 料 金	1, 903, 362	193, 197
該当	バー、キャバレーのホステス等 の 報 酬 又 は 料 金	6, 356, 027	322, 501
	契 約 金 • 賞 金	1, 778, 597	51, 118
	小青十	170, 546, 653	16, 146, 128
法第	203 条 の 2 該 当 ( 公 的 年 金 等 )	13, 490, 184	324, 647
法 第 20	7条該当(生命保険契約等に基づく年金)	213, 251, 775	1, 172, 636
法 第 17	4条該当(馬主に支払われる競馬の賞金等)	165, 558	2, 687
	計	397, 454, 170	17, 646, 098
災害	減免法により徴収猶予したもの	-	21

調査対象等: 報酬・料金等の支払者から、平成24年4月30日までに提出された「法定調書の合計表 (報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書)」及び平成23年2月から平成24年1月まで に提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

### (6) 非居住者等所得の課税状況

区分	支払金額	源泉徴収税額
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	手円 17,659	千円 2,629
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び 特定受益証券発行信託の収益の分配	5, 007, 963	717, 864
匿名組合契約に基づく利益の分配	E 825	165
給 与 · 賞 与	年 1, 131, 934	145, 233
退 職 手 当	<b>第</b> 151, 896	27, 938
人 的 役 務 の 報 [	州 150	15
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又 は そ の 譲 渡 に よ る 対 (	計 前 1,429,869	143, 923
著作権の使用料又はその譲渡による対イ	<b>五</b> 412, 926	41,560
貸 付 金 の 利 -	393, 367	47, 990
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船 舶 の 貸 付 に よ る 所 ?	244, 864	34, 588
機 械 等 の 使 用 **	-	-
土地等の譲渡による対(	13, 990	1, 399
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 何	986, 364	194, 971
生命保険契約等に基づく年金	<del>-</del>	-
賞	-	-
合 計	9, 791, 807	1, 358, 275

調査対象等: 平成23年2月から平成24年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。